

令和3年11月25日

第17回村上市農業委員会会議録

第17回村上市農業委員会定例会を令和3年11月25日午後1時30分村上市神林支所3階大会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1番	阿部正一	3番	遠藤俊樹
4番	本間裕一	5番	佐藤健吉
6番	菅原隆雄	7番	佐藤昌夫
8番	遠山久夫	9番	本間サヨ子
10番	稲葉浩之	11番	齋藤博
12番	加藤孝平	13番	齋藤文夫
14番	石山章	15番	佐藤裕介
16番	船山寛	17番	大倉毅
18番	大野章	19番	村山美恵子
20番	富樫与志栄		

1. 欠席委員は次のとおりである。

2番 板垣栄一

1. 本定例会会議事件は次のとおりである。

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定について

議案第4号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積区域設定について

議案第5号 村上市農地利用最適化推進委員の辞任同意について

その他

1. 本定例会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	小川良和
事務局次長	中村宣信
事務局副参事	小田雄介
事務局主任	伊藤歩

1. 午後1時31分 事務局長(小川良和君) 皆様、ごめんください。定刻になりましたので、ただいまから第17回村上市農業委員会定例総会を開催いたします。

初めに、皆様方にご報告させていただきます。本日、お手元に、追加議案、第5号議案というこ

とで議案書並びに参考資料を配付しておりますので、ご確認ください。

それでは初めに、本日の欠席委員を報告いたします。本日は、議席番号2番、板垣栄一委員より欠席する旨の報告がございました。よって、出席委員19名であり、村上市農業委員会会議規則第6条により、本日の総会は成立いたします。

初めに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（石山 章君） 挨拶（略）

○事務局長（小川良和君） ありがとうございます。

それでは、議事録署名委員選出以降の議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、石山会長よりお願いいたします。

○議長（石山 章君） 第17回村上市農業委員会定例総会、議事録署名人についてお諮りいたします。

議長に一任いただければ幸いです、いかがでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、第17回村上市農業委員会定例総会議事録署名人には、議席番号16番、船山委員、議席番号17番、大倉委員のお二方をお願いいたします。

（両委員了承）

○議長（石山 章君） 日程4の報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について、事務局より報告してください。

○事務局次長（中村宣信君） 報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について報告いたします。

1 ページ御覧いただきたいと思います。番号1、申請人、_____、土地につきましては1筆、275平米、申請事由としましては、申請地は約50年前から耕作しておらず、現在は原野化しております。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。こちらのほうの土地でございますが、____の____様、そちらの境内地の脇にある個人所有の土地でございます、この手続を進めた後にお寺への寄附を考えているという案件でございます。

2 ページ御覧いただきたいと思います。位置について説明いたします。図面上部、上から左方向に三面川流れておりまして、右側から門前川がその三面川に合流しております。図面中段、右から左に主要地方道新潟新発田村上線が走っておりまして、図面中段右方向に太線で囲まれているところがこのたびの申請地でございます。

報告は以上でございます。

○議長（石山 章君） ただいま説明のあった報告について、ご質問等ありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、報告は以上といたします。

日程5の議題に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について議題といた

します。

事務局、説明してください。

○事務局副参事（小田雄介君） それでは、3ページ御覧ください。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。今月は、贈与案件が1件、売買の案件が2件でございます。

それでは初めに、贈与の案件です。番号1番、譲渡人、____、譲受人、____、地目、田、1筆で、地積は766平米でございます。譲渡人の____さんの元旦那さんに当たる方が岩船出身の方であり、亡くなったことによって相続を受けた農地でございます。それで、再婚されたことを機に元旦那さんのご実家のお姉さんのほうに贈与をするものでございます。

続きまして、番号2番からは売買の案件です。番号2番、譲渡人、____、譲受人、____、田、1筆、地積418平米、対価は____、10アール当たり____。

番号3番、譲渡人、____、譲受人、____、田、1筆、地積435平米、対価____、10アール当たり____でございます。

場所の説明いたします。4ページを御覧ください。4ページの左下側でございますのが岩船小学校でございます。ページ上部に石川が流れており、ページ右方向には百川が流れております。ページ中央から右側の百川寄り太く囲った場所でございますが、今回の議案第1号、番号1番の贈与案件の箇所となります。

続きまして、5ページ御覧ください。ページ中央、南北に国道7号が走っております。右下側に小川小学校がございます。左側が小川集落となります。集落内小川公会堂の北側、太く囲った場所がございますが、こちらが議案第1号、番号2番の売買案件の箇所となります。

めくっていただきまして、6ページ御覧ください。こちら大毎の集落内となります。ページ左側を国道7号が走っております。大毎集落内南側、太く囲った場所でございますが、議案第1号、番号3番の箇所となります。以上で場所の説明を終わります。

説明した3件につきまして、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（石山 章君） 今ほど説明のあった案件について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第1号については許可することに決定してもご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、許可することに決定いたしました。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長（中村宣信君） 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

7ページを御覧いただきたいと思います。番号1、譲渡人、____、____、____、譲受人、____、土地につきましては1筆、547平米、転用目的、宅地分譲敷地、契約は売買でございます。農地区分は第3種農地、備考としましては、申請者は、申請地を宅地分譲敷地として使用したく、転用申請するものです。なお、申請地は用途地域（第1種住居地域）に位置し、住宅が建ち並ぶ市街化の傾向が著しい区域にある農地です。宅地分譲3区画、全体計画547平米となっております。すみません、対価のほうは____で、10アール当たり____でございます。

番号2、譲渡人、____、譲受人、____、____、土地につきましては1筆、296平米、転用目的、住宅建築敷地、契約は売買、対価____、10アール当たり____となっております。農地区分は第3種農地、備考としましては、申請者は、このたび住宅の建設を計画し、利便性等から申請地を最適と考え転用申請するものです。なお、申請地は500メートル以内に2以上の公共施設（山辺里小学校、山辺里保育園）があり、上・下水道管が埋設された道路の沿道の区域に位置する農地です。木造2階建て1棟、建築面積74.49平米でございます。

続きまして、8ページ御覧いただきたいと思います。番号3、譲渡人、____、譲受人、____、土地につきましては2筆、48平米、転用目的は駐車場敷地、契約は売買、対価____、10アール当たり____でございます。農地区分は第3種農地、備考としましては、申請者は、自らが経営する____の駐車場が手狭となったことから、____用の駐車場として使用するため転用申請するものです。なお、申請地は500メートル以内に2以上の公共施設（荒川支所、荒川地区公民館）があり、上・下水道管が埋設された道路の沿道の区域に位置する農地です。駐車場4台、プレハブ物置1棟、全体計画として131平米となっております。

番号4、貸人、____、借人、____、土地につきましては2筆、952平米、転用目的は材木置場敷地でございます。契約につきまして、大変申し訳ございません、賃借権と書いてあるのですが、これ権利の種類でありまして、賃貸借でございます。対価は____、農地区分は農振農用地にある農地、備考としましては一時転用、利用期間は許可日から令和4年4月30日となっております。

続きまして、9ページお願いいたします。番号5、貸人、____、借人、____、土地につきましては計2筆、875平米、転用目的は現場事務所及び駐車場敷地、契約につきましては先ほどと同じで、賃貸借でございます。訂正お願いいたします。農地区分は第3種農地、備考としましては一時転用、利用期間としましては令和3年12月1日から令和5年4月30日となっております。月額____となっております。

続きまして、位置の説明をいたします。10ページを御覧いただきたいと思います。番号1、図面左上に村上高校、反対側右上に村上南小学校がございます。南小学校の左下に村上警察署がござい

まして、図面右側から下方向に斜めに県道村上神林線が走っております。その県道沿い、図面中央下段のところ太く囲まれているところが今回の申請地でございます。

お隣11ページをお願いいたします。番号2でございます。図面中央上段に山辺里小学校、その右隣に山辺里保育園がございます。下段のほうに左から下方向に門前川が流れておりまして、図面の右端、右下が上相川集落となっております。この集落の上段のほうに太く四角く囲まれているところが申請地となっております。

続きまして、次のページ、12ページを御覧いただきたいと思っております。番号3でございます。図面上から斜め下方向に走っておるのがJR羽越本線でございます。図面左手のほう、中段に荒川支所、荒川地区公民館がございます。その右上のところに四角く囲まれたところが今回の申請地となっております。

右側、13ページを御覧いただきたいと思っております。番号4でございます。図面左上から右下方向に県道小揚猿沢線が走っております。左手へ上がると大字熊登となっております。県道と並行して上段のほうに長津川が流れております。今回の申請地は、県道から下方向、図面下段のところに四角く囲まれたところが今回の申請地となっております。

続きまして、14ページ御覧いただきたいと思っております。番号5番でございます。図面中央よりやや右手、上から下方向に国道7号、その7号線の中段に接続するのが、左手から来るのが国道345号、交差点に福祉センターゆり花会館がございます。この交差点から右側のほうに三角形に太線で囲まれているところが今回の申請地となっております。

説明は以上でございます。

○議長（石山 章君） 転用に係る現地調査をお願いしておりましたので、最初に議案番号1番、2番について報告をお願いいたします。

18番、大野委員。

○18番（大野 章君） 18番、大野です。議案第2号、番号1番、2番について現地調査を行いましたので、報告いたします。

11月10日、午後1時に、神林支所に農業委員4名、最適格化推進委員3名、事務局より中村次長と園部係長とで集合をいたしました。支所で中村次長から概要の説明を受けた後に1番の現地に移動し、_____の_____の立会いの下で調査を行いました。申請地を宅地分譲地として使用したく転用申請するもので、区画は3区画となります。県道村上神林線と市道に面しており、草刈り等の管理がされている状態でありました。道路の高さまで土盛りを行うということであり、あと上下水道が埋設されておりまして、雨水等は道路側溝に排水するとのことです。申請地は第1種住居地域に位置しており、住宅が建ち並ぶ市街化傾向が著しい地域にある農地で、周囲に影響を及ぼす農地もないことから、出席者全員許可すべきであろうとの意見でありました。ご審議をお願いいたします。

次に、番号2番について報告いたします。1番の調査の後に移動をしまして、_____

__の__さんの立会いにより調査を行いました。このたび住宅の建設を予定し、利便性から申請地を最適と考え、転用申請するものです。申請地は住宅化が進んでおりまして、一方のほうでは道路、水路挟んで水田がありますが、この申請に当たり特に水田に影響を及ぼすようなこともなく、土地改良区の同意も得ているとのことでありました。隣接するところに農地もあるのですが、この農地の譲渡人、__さんの所有のものであり、特に問題ないということです。500メートル以内に2つ以上の公共用地があり、上下水道が埋設された道路の沿線の区域に位置しており、雨水も道路側溝に排水するとのこと。出席者全員許可すべきであろうとの意見でありました。ご審議をお願いいたします。

以上です。

○議長（石山 章君） 続いて、調査報告を議案番号3番についてお願いいたします。

13番、齋藤委員。

○13番（齋藤文夫君） 13番、齋藤です。議案第2号、番号3の現地調査の報告をいたします。

11月の12日、荒川支所において、1時30分から、農業委員3名、最適化推進委員3名で、事務局中村次長、支所の国井課長補佐と打合せ後、番号3の現地調査を_____の立会いで農地パトロールの前に確認いたしました。地目は畑ですが、現況は何も植えられていなく、雑種地の状況です。隣地の雑種地も駐車場用地として購入して、ほかの農地もなく、地区員全員許可相当との意見ですので、委員皆様の慎重な審議をお願いいたします。

○議長（石山 章君） 次に、番号4番について報告をお願いいたします。

16番、船山委員。

○16番（船山 寛君） 16番、船山です。番号4番について説明いたします。

12日、午後1時半から、朝日支所において、小川局長、農業委員6名、推進委員6名、支所のほうから菅井主査で、小川局長のほうから説明を受け、現場で_____のほうから説明を受けましたが、当地においては冬場国有林から伐採したものを、シートを敷いて雪の上に木材を置くと。それで、耕作までにはずらすと、機械、重機、車は一切入らないということで、春の農作業にも一切支障のないようにするということで、耕作者本人もそれで何ら問題はなしと見てきましたし、私どもとしても問題なしと見てきましたので、朝日地区全員として許可相当という意見でしたので、皆さんの慎重な審議をお願いいたします。

○議長（石山 章君） 次に、議案番号5番について調査報告をお願いいたします。

11番、齋藤博委員。

○11番（齋藤 博君） 11番、齋藤です。議案第2号 農地違法第5条による許可申請の番号5番について、11月12日に現地調査を行いましたので、報告いたします。

当日は、午後1時、山北支所会議室において、農業委員、最適化推進委員4名、事務局より小田副参事、山北支所、齋藤主査の出席において行いました。初めに事務局より申請内容の説明を受け、その後現地に移動し、_____の_____立会いの下、申請内容の確認を行いました。申

請者は、朝日温海道路勝木インターアクセス道改修工事に関わる工事用現場事務所及び職員駐車場として使用するために当地を一時転用許可申請するものです。申請地周辺に隣接する農地耕作者の同意も得られています。また、土地所有者からの同意も得られたために転用申請するものです。雨水につきましては自然流下、上下水道につきましては公共施設を使用することにより対応する予定となっております。よって、山北地区としては許可するものとの意見となりました。ご審議よろしくをお願いします。

○議長（石山 章君） それでは、議案第2号について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。
(発言する者なし)

○議長（石山 章君） しばらくないようでありますので、許可することに決定してもよろしいでしょうか。

(異議なしの声多数)

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請については、許可することに決定いたしました。

議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局副参事（小田雄介君） それでは、お隣の15ページ御覧ください。議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定についてご説明いたします。

今月は、使用貸借が5件、賃貸借権の設定が91件、売買の案件が3件、合わせて99件でございます。

それでは、使用貸借の案件からでございます。番号1番、貸人、____、借人、____、地目、田、1筆、1,696平米、期間は5年間、改良区費は貸人負担、新規の設定となります。以降5番まで使用貸借権の設定の案件となります。

めくっていただきまして、番号6番から賃貸借権の設定案件でございます。番号の6番、貸人、____、借人、____、地目、田、計2筆、面積の合計が6,182平米、期間は10年間、賃借料、10アール当たり____、改良区費借人負担、新規の設定となります。以降95番、39ページまで賃貸借権の設定の案件となります。

ここで大変申しわけございませんが、1件訂正をお願いいたします。27ページ、番号48番の案件でございます。番号48番、田と畑が2段書きになっている箇所でございます。____さんから____さんの案件でございます。下段の畑の貸借ですけれども、借賃____となっておりますが、畑の部分につきましては____ということで訂正をお願いします。大変ご迷惑をおかけいたしました。

続きまして、番号96番、39ページになります。96番から売買の案件でございます。番号96番、譲渡人、____、____、譲受人、____、____、地目、田、1筆、面積が5,022平米、契約の種別、売買、対価は____、10アール当たり____でございます。

続きまして、めくっていただきまして、番号97番、譲渡人、____、____、譲受人、____、____、地目、田、1筆、面積が3,878平米、契約の種別、売買、対価は____、10アール当たり____でございます。

続きまして、番号98番、譲渡人、____、____、譲受人、____、____、地目、田、1筆、面積は79平米、契約の種別、売買、対価、____、10アール当たり____でございます。

それでは、99番の案件を飛ばして、ちょっと場所の説明をいたします。それでは、41ページ御覧ください。ページ右側に特別養護老人ホームたかつぼがございます。ページ中央付近に坂町ふれあいセンターございまして、東側に県道坂町停車場線、左側にJR羽越本線が走っております。その羽越本線の左側に太く囲った場所が議案第3号、番号96番の箇所になります。

めくっていただきまして、42ページ御覧ください。ページ右側に斜めに国道290号がございます。右下の辺りが桃川集落になります。ページの左側が飯岡集落でございます。飯岡集落の右上、太く囲った場所が議案第3号、番号97番の箇所となります。

続きまして、43ページ御覧ください。ページ中央を南北に国道7号が走っております。ページ中央下側に戻りますのが小川集落の公会堂でございます。ページ中段の右側に太く囲った場所が今回の申請地であります議案第3号、番号98番の該当の位置となります。

位置図の説明は以上でございます。

○議長（石山 章君） それでは最初に、番号4番、35番、36番につき審議しますので、____、議事に参与できませんので、退席をお願いいたします。

（____退席）

○議長（石山 章君） それでは、議案番号4番、35番、36番につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） 承認することに決定してもご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案番号4番、35番、36番について承認することに決定いたします。

（____着席）

○議長（石山 章君） ____、議案番号4番、35番、36番、承認することに決定いたしました。

次に、議案番号6番、7番につき審議いたしますので、____、____、議事に参与できませんので、退席をお願いいたします。

（____退席）

○議長（石山 章君） 議案番号6番、7番につき質疑に入ります。

（発言する者なし）

- 議長（石山 章君） 承認することに決定してもご異議ございませんか。
（異議なしの声多数）
- 議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案番号6番、7番、承認することに決定いたしました。
（_____着席）
- 議長（石山 章君） _____、番号6番、7番、承認することに決定いたしました。
番号60番から80番までにつき審議をいたします。_____

議事に参加できませんので、退席をお願いいたします。
（_____退席）
- 議長（石山 章君） 質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。
（なしの声あり）
- 議長（石山 章君） 特に異議ないようでありますので、承認することに決定してもご異議ございませんか。
（異議なしの声多数）
- 議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案番号60番から80番につき承認することに決定いたしました。
（_____着席）
- 議長（石山 章君） _____、_____

番号60番から80番まで承認することに決定
いたしました。
次に、番号91番につき審議いたしますので、_____

議事に参加できませんの
で、退席をお願いします。
（_____退席）
- 議長（石山 章君） 番号91番につき質疑に入ります。
（なしの声あり）
- 議長（石山 章君） 承認することに決定してもご異議ございませんか。
（異議なしの声多数）
- 議長（石山 章君） 異議なしと認め、番号91番につき承認することに決定いたしました。
（_____着席）
- 議長（石山 章君） _____、番号91番承認することに決定いたしました。
次に、番号98番につき審議いたしますので、_____

議事に参加できませんの
で、退席をお願いします。
（_____退席）
- 議長（石山 章君） 質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。
（発言する者なし）
- 議長（石山 章君） ないようでありますので、番号98番につき承認することに決定してもご異議

ございませんか。

(異議なしの声多数)

○議長(石山 章君) 異議なしと認め、番号98番承認することに決定いたしました。

(_____ 着席)

○議長(石山 章君) _____、番号98番承認することに決定いたしました。

それでは、議案第3号の1番から98番までにつき審議いたします。

8番、遠山委員。

○8番(遠山久夫君) 8番、遠山です。これ確認なのですが、29番、この案件について、10アール当たり _____ と、こう印刷されています。今、賃借料につきましては下がり傾向になっているわけですが、この _____ というのは何か附帯事項があったのかどうか、そこら辺についてご説明お願いいたします。

○事務局副参事(小田雄介君) この29番の案件なのですが、場所が市民ふれあいセンターの駐車場の裏側というのでしょうか、 _____ さんのほうで野菜の直売所、ハウスを建てて直売所として使っているような形でありまして、このような金額で貸借はされるということでありました。

○8番(遠山久夫君) はい、分かりました。ありがとうございます。

○議長(石山 章君) 13番、齋藤委員。

○13番(齋藤文夫君) こっちも確認なのですが、13番、齋藤です。番号1、2、3と新規で無償でこれ貸与をしているわけなのですが、貸与して、そして今度貸す人がまた改良区費払うのですか。

○事務局副参事(小田雄介君) 1番につきましてはこの案件だけなのですが、貸人のほうが改良区費を負担するというお話でありました。去年まで耕作されていた方もとてもちょっとできないという話がありまして、貸人のほうから改良区費は払うので、ぜひともやってもらいたいという話で今回貸借をしたいというお話でありました。

2番以降のものにつきましてはほかの案件と絡んでいる貸借でありまして、一部分が使用貸借というような形になっております。

○13番(齋藤文夫君) はい、分かりました。

○議長(石山 章君) ほかにないでしょうか。

(発言する者なし)

○議長(石山 章君) ほかにないようでありますので、番号1番から98番まで承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

○議長(石山 章君) 異議なしと認め、議案第3号、番号1番から98番までにつき承認することに決定いたしました。

続いて、議案第3号、番号99番について議題といたします。

事務局、説明してください。

- 事務局副参事（小田雄介君） それでは、今ほど番号97番の売買でご承認いただきました案件です。売買後、会社のほうへ貸借を行うものでございます。番号99番、貸人、_____、借人、_____、田、1筆、3,878平米、期間は10年間、賃借料、10アール当たり_____、改良区費借人負担、新規の設定でございます。

以上でございます。

- 議長（石山 章君） 質疑に入ります。

（発言する者なし）

- 議長（石山 章君） 承認することに決定してもご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

- 議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第3号、番号99番につき承認することに決定いたしました。

議案第4号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積区域設定について議題といたします。

事務局、説明してください。

- 事務局次長（中村宣信君） 議案第4号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積区域設定について説明いたします。

44ページを御覧いただきたいと思います。番号1、申請人、_____、土地につきましては1筆、505平米、申請事由といたしましては、申請者は高齢になり管理が困難なため、当該地について区域設定を申請するものでございます。

位置につきましては、右側、45ページを御覧いただきたいと思います。図面中央左から下のほうに走っておるのが臨港道路でございます。図面中段右側に新潟リハビリテーション大学、その右側に岩船中学校となっております。図面中央下段に太線で囲まれているところが今回の申請地となっております。

説明は以上でございます。

- 議長（石山 章君） 面積区域設定に係る現地調査をしていただいておりますので、報告をお願いいたします。

19番、村山委員。

- 19番（村山美恵子君） 19番、村山です。では今、議案第4号の1の別段の面積区域設定について報告させていただきます。

11月10日午後、神林支所に村上地区の農業委員、地区推進委員全員と、事務局より中村次長、園部係長が出席し、中村次長より説明を受け、現地調査を行いました。今回の別段区域設定申請は、申請者の_____さんが十数年以上この畑を耕作してきましたが、高齢となり、体の自由が利かな

くなり、農地を荒らさないでほしいので、別段の面積区域設定の申請をされたものです。周りはぼつぼつと不耕作地が点在しており、意欲のある方に畑を有効利用してもらい、農地の保全を図ってほしいと地区委員全員の意見となりました。皆様の審議よろしくお願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは、今ほど説明のあった案件について質疑に入ります。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） 承認することに決定してご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第4号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積区域設定について、承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号 村上市農地利用最適化推進委員の辞任同意についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局長（小川良和君） それでは、本日皆様の机の上に配付させていただきました議案第5号のほうを御覧いただければと思います。

それでは、説明させていただきます。議案第5号 村上市農地利用最適化推進委員の辞任同意について。

村上市農地利用最適化推進委員、本間文春委員より、農地利用最適化推進委員を辞任したい旨願い出があったので、農業委員会等に関する法律第23条の規定に基づき、農業委員会の同意を求めるといふものでございます。

本日、あわせて配付させていただいております参考資料を御覧ください。そちらの裏面のところに今回の第23条の条文が載っております。下線で引いたところになります。この条文読み上げさせていただきます。推進委員の辞任ということで、第23条、推進委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができるということで、本日農業委員会の同意を求めるといふことで議案を提案させていただいております。

なお、本間文春委員につきましては、一昨年来から体調不良で、通院等加療されている中で公務に復帰がちょっと難しいというような判断の中での今回の辞任の願い出でございます。

説明は以上です。

○議長（石山 章君） それでは、質疑に入ります。ご質問等ありましたら。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第5号については同意することに決定してもご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第5号 村上市農地利用最適化推進委員の辞任同意については同意することに決定いたしました。

その他について、皆様方から議案として。

(発言する者なし)

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案については以上といたします。

2時30分開会いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後2時17分～午後2時31分

・協議、連絡事項ほか

時に午後3時08分であった。

以上の議事の概要を記し、その内容に相違ないことを認めここに署名する。

令和3年11月25日

村上市農業委員会

会 長

同議事録署名委員

委 員

委 員